

平成24年第3回上峰町議会定例会会議録

平成24年9月7日（金曜日） 本会議5日
 会期 8日間
 平成24年9月14日（金曜日） 休 会3日

平成24年9月7日第3回上峰町議会定例会は、町議場に招集された。（第1日）	
出席議員 (10名)	1番 原 田 希 2番 寺 崎 太 彦 3番 橋 本 重 雄 4番 碓 勝 征 5番 林 眞 敏 6番 松 田 俊 和 7番 岡 光 廣 8番 吉 富 隆 9番 中 山 五 雄 10番 大 川 隆 城
欠席議員 (0名)	
地方自治法 第121条の 規定により 説明のため 会議に出席 した者の職 氏名	町 長 武 廣 勇 平 教 育 長 吉 田 茂 会 計 管 理 者 原 槇 義 幸 総 務 課 長 池 田 豪 文 企 画 課 長 北 島 徹 税 務 課 長 白 濱 博 己 住 民 課 長 江 頭 欣 宏 健 康 福 祉 課 長 岡 義 行 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長 江 崎 文 男 生 涯 学 習 課 長 福 島 日 出 夫 教 育 課 長 小 野 清 人 文 化 課 長 原 田 大 介
職務のため 出席した 事務局職員	議 会 事 務 局 長 鶴 田 良 弘 議 会 事 務 局 係 長 石 橋 英 次

議事日程 平成24年9月7日 午前9時30分開会（開議）

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 町長の行政報告
- 日程第4 諸般の報告
- 日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明
(議案第32号～議案第50号)

午前9時30分 開会

○議長（大川隆城君）

皆さんおはようございます。本日は平成24年第3回定例会が招集されましたところ、御多忙の中、御参集いただきましてありがとうございます。

ただいまの出席議員は10名でございます。定足数に達しておりますので、これより平成24年第3回上峰町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（大川隆城君）

日程第1. 会議録署名議員の指名について。

会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、1番原田希君及び2番寺崎太彦君を指名いたします。

日程第2 会期の決定について

○議長（大川隆城君）

日程第2. 会期の決定について。

会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より9月14日までの8日間といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、会期は8日間と決定いたしました。

日程第3 町長の行政報告

○議長（大川隆城君）

日程第3. 町長の行政報告。

町長の行政報告をお願いいたします。

○町長（武廣勇平君）

皆様おはようございます。

平成24年第3回上峰町議会定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員の皆様には、公私とも大変御多用のこととは存じますが、御出席を賜り、心から御礼申し上げます。

それでは、早速、各課順に行政報告をいたします。

まず、総務課でございます。

交通安全関係では、子ども自転車大会鳥栖・三養基地区予選会が6月16日に鳥栖市で行われ、上峰小学校6年生の児童4名1チームが出場いたしました。本校の児童は、参加9チーム中3位の好成績でしたが、残念ながら県大会へ進むことはできませんでした。出場された児童の健闘をたたえるとともに、5月28日から毎日御指導くださいました先生や交通安全指導員の皆様に大変感謝を申し上げます。

まだまだ暑い日が続きますが、上峰小・中学校では9月3日から2学期に入りました。交通安全指導員の皆様には町内5カ所の交差点で始業日から立ち番指導を行っていただいております。重ねて御礼を申し上げます。

防犯関係では、教育委員会と連携して、青少年健全育成推進員、少年補導員、安全な町づくり推進員、小・中学校教職員、坊所駐在所などの皆様方にも協力賜り、夏休み期間中の夜間に町内を巡回して、防犯及び青少年の指導を実施しました。

消防関係では、7月14日に井手口中の尾団地において夜間防火訓練を実施しました。これは、夜間火災の発生に備え、消防団員が迅速な消火活動ができるようにすることを目的として、今年度新たに計画したものです。訓練を行うに当たり、地元井手口区長様初め、中の尾団地の皆様にも御協力いただき、大変ありがとうございました。

8月26日には、消防団員を対象に救急救命講習会を実施し、総勢34名の参加者がありました。

また、鳥栖・三養基地区消防総合訓練が基山町で9月2日に開催され、本町消防団も早朝より訓練に参加しました。

水防関係では、7月13日から14日及び7月19日から21日にかけて、集中豪雨による道路の冠水等が発生し、町職員によって、土のう積みも2カ所、道路通行止め4カ所行い、その間、防災関係職員が連日連夜通しで警戒に当たりました。本町においては、一部床下浸水や道路の冠水があったものの、特に被害もなく安堵したところでございます。

続きまして、企画課でございます。

1. 企画係。

企画係では、第4次総合計画策定の成果品としましての計画書及び概要版の印刷に係る事務を進め、発注を完了しました。

企業誘致では、8月下旬の佐賀県工業開発推進協議会の東部地区意見懇話会のみやき町での開催に向け、町内企業を初め、関係機関との連絡調整を行い、懇話会に臨みました。

都市公園管理では、鎮西山の樹木管理等維持管理の委託を行い、てんぐ巣病対策及び車道脇の除草作業並びに剪定作業を実施しました。

鳥栖・三養基地域ビジョン検討委員会では、6月18日の第2回検討会から8月23日の第6回検討会と月2回のペースで会議を行い、地域の将来像等の研究を重ねております。

2. 財政係でございます。

財政係では、施設管理の面で、7月中旬に多目的集会所グラウンド南の竹伐採、8月下旬に老人クラブとの合同で堀川跡地の草刈り作業を行いました。また、江迎公園と学習等施設内の古くなった看板等の改修を終えました。

なお、庁舎3回の雨漏り対策として5月に原因調査を実施してはりましたが、調査結果をもとに補修工事の設計が完了しましたので工事発注の準備を進めております。

AEDを5月30日に、役場、ふるさと学館、体育センター、町民プールに設置し、それに伴う職員全員を対象としたAED取り扱い講習会を6月19、20日の勤務時間後に開催しました。

予算関係では、9月補正予算の要求期限を8月上旬に設定し、その後に査定を行い、大枠を取りまとめました。決算統計事務に係る資料作成を6月上旬から取り組み、7月24日に市町村課のヒアリングを受けました。経常収支比率は88.4%で、前年度より0.2%改善、実質公債費率は21.2%で、前年度より0.5%の改善、将来負担比率は113.9%で前年度より27.7%の改善となりました。

佐賀東部緩衝緑地等維持管理協議会の事務局としまして、6月26日に平成23年度歳入歳出決算の監査を受け、8月9日に幹事会を開催して、協議会に提案する議題を調整し、8月28日に上峰町で協議会を開催しました。また、6月6日に委託先の入札を行い、平成24年度の主な委託業務を発注いたしました。

続きまして、住民課でございます。

1. 窓口係。

7月末現在の人口は9,513人、昨年同時期と比較しますと62人の増、世帯数では3,278世帯で59世帯の増となっております。

昨年度から継続してきた住民基本台帳法の一部改正に伴うシステム改修が平成24年7月9日に完了し、同日から改正法に基づく業務の処理を開始したところです。

次に、今日まで手作業で管理してきた戸籍データの戸籍電算化事業業務を平成24年6月1日付で行政システム九州株式会社と契約金額49,560千円で委託契約しました。契約についても、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により随意契約しました。7月24日付で戸籍法第118条（電子情報処理組織に

よる戸籍事務)により作業着手報告を佐賀地方法務局長へ提出し、現在、戸籍の改製(コンピューター化)作業を開始しました。来年8月の一次稼働を目標に、遺漏なきよう作業を進めてまいりたいと考えます。

なお、除籍、改製原戸籍、平成改製原戸籍のコンピューター化にも順次着手し、平成26年5月の事業完了を見込んでいます。戸籍事務の電算化により、戸籍の安全な管理はもとより、戸籍の記載及び証明発行時間の短縮や読みやすさ等の面で飛躍的な住民サービスの向上が図られるものと確信しているところです。今後も個人情報の漏えい防止に最善の努力を尽くしながら、なお一層の住民サービス向上に心がけてまいります。

続きまして、2. 子育て支援係でございます。

子ども手当につきましては、平成23年10月に法律改正が行われ、支給額及び法律名を変更した上で、平成24年3月まで子ども手当を継続し、4月以降は児童手当法に移行しました。支給額につきましては、一律月額13千円支払いであった分が、平成23年10月から支給額が改定になり、ゼロから3歳未満月額15千円、3歳から小学生の第2子まで月額10千円、第3子以降月額15千円、中学生まで月額10千円となり現在に至っております。

なお、6月以降は受給者の所得制限が行われており、前年分の所得が限度額を超えた受給者については、児童の年齢に関係なく児童1名につき一律月額5千円が支給されることとなっております。新たに受給者となる方については、申請漏れが生じないように申請を呼びかけております。現在は10月定期払い(6月から9月分)に向け、支払い準備を進めております。

児童扶養手当については、平成24年8月より新たな支給要件として、配偶者からの暴力(DV)で、裁判所からの保護命令が出された場合が加わりました。手当の支給に当たっては、町への申請が必要ですので、申請漏れのないように広報紙やホームページを活用し、制度の周知に努めてまいります。

8月末日現在での保育行政につきましては、ひよ子保育園かみみね120名、ひかり保育園80名、広域保育35名、合計235名の保育に欠ける児童の保育の実施を行っております。

3. 環境係でございます。

環境衛生につきましては、7月24日から25日の2日間で、大字別に環境美化推進員(区長)等の皆様方と一緒に環境パトロールを実施しました。特に、不法投棄等の多い箇所を再点検してまいりました。その結果、不法投棄やポイ捨ての抑止看板の設置要望が各地区から上がってきました。今後の対策として、要望を踏まえ、迅速に対応していき、早期発見、防止に努めてまいります。

次に、8月第1日曜日を「上峰町清掃の日」と定め、8月5日に各地区において清掃活動を実施していただきました。収集量は3トン(前年度2.4トン)で、空き缶、ペットボトル、雑草等でした。

一般廃棄物については、容器包装リサイクル法に基づいた資源ごみの分別収集と排出方法

について、広報紙による周知、啓発を行いました。

続きまして、健康福祉課。

1. 健康増進係でございます。

特定健診及びがん検診を6月20日水曜日から6月23日土曜日まで中学校体育館で実施し、463名の方が健診を受診されました。また、7月8日日曜日に再度、町民センターで特定健診を実施し、131名の方が受診されました。今回受診されなかった方につきましては、個別健診の受診を勧め、住民の方々の健康についてサポートしていきたいと考えております。

なお、健診結果の説明を7月31日火曜日から8月4日土曜日まで町民センターで行い、460名の方が説明を受けられました。説明会に来られなかった方につきましては連絡をし、随時、役場で説明をしております。今回の健診により、特定保健指導の対象者は、動機づけ支援者で56名、積極的支援者で22名いらっしゃいました。

ポリオの予防接種につきましては、今までは生ポリオワクチンで経口摂取（口から飲む）の集団接種でしたが、9月1日からは不活化ポリオワクチンになり皮下接種（皮下に注射）の個別接種となり、今回の補正予算に計上しております。

2. 保険年金係。

国民健康保険高齢受給者証及び後期高齢者医療保険被保険者証、限度額適用・標準負担額認定証の有効期限7月末の更新手続を滞りなく完了しました。

国民健康保険被保険者で40歳以上の特定健康審査を受けていない方等を対象に、人間ドックを希望される方の受付を8月から実施しており、8月末までの申込者は5名です。

また、医療費を抑制するため、ジェネリック医薬品（後発医薬品）の利用差額通知を年4回（1月、4月、7月、10月）通知するように計画しております。

3. 福祉介護係からです。

67年前の8月6日8時15分に広島、8月9日11時2分に長崎に原爆が投下されました。同時刻にサイレンを1分間吹鳴し、また、8月15日に開催された全国戦没者追悼式に合わせて正午に1分間サイレンを吹鳴し、戦没者等に対し追悼の意をあらわしました。

現在、9月16日に町民センターで実施する敬老会の準備を進めております。その折にお祝いをする今年度の金婚者の申し込み受付を7月31日までとして、12組の方々に申請していただきました。また、今年度に町内在住の100歳以上の方は8月末現在5名おられ、最高齢は104歳です。

介護保険関係では、今年度、老人クラブとタイアップし、各単位の老人クラブに出向き、口腔予防等を取り込んだ「きずなサロン」を開催しております。8月末現在、9地区が終了し、今年度に全地区回る計画です。

続きまして、税務課でございます。

1. 課税係。

平成24年度の町税の調停額については、7月末現在、全体としては前年度同期と比較して23,772千円減の1,169,824千円となっておりますが、今回、個人住民税年少扶養控除の廃止等で伸びてきているものの、一部大手企業の落ち込みと固定資産の評価がえ等が影響しての減少が上回ったことが要因として挙げられます。

個人住民税については384,310千円で、前年度同期と比較して38,146千円の増額となっております。所得控除として主に年少扶養（中学生以下）が廃止となったことが課税所得を高めた背景に挙げられます。

法人住民税は41,342千円で前年度同期と比較して32,718千円の減少でございます。昨年から一部回復の兆しの影響で前年度は上昇傾向でありましたが、ある大手企業の業績が落ち込み、今年度の確定申告で約10,000千円強の還付が発生し、昨年度実績分がそのまま減収となる状況でございます。今後、法人申告状況を注視していきたいと思っております。

固定資産税につきましても698,836千円で、前年度同期と比較しますと30,468千円の減少となっております。初めに述べたように、評価がえによる土地の下落と在来家屋の年数経過による減価が影響しているようであります。

軽自動車税の調定額は21,816千円で、前年度同期と比較して586千円の増加となっておりますが、登録台数の増によるものです。

たばこ税は22,218千円で、前年同期と比較して992千円の増加となっております。喫煙者の減少傾向は続いておりますが、一昨年10月からたばこ税率アップと愛煙家による健康的喫煙意識の影響によるものと思っております。

入湯税は341千円で、前年度同期と比較して51千円の減少となっております。季節によって利用者の増減がありますが、利用客数の減により、ここ数年減少傾向にあります。

また、個人住民税について、先般7月に開催されました県内税務課長会議におきまして、県が策定した特別徴収適正化ガイドラインに基づき、平成25年5月の指定を受けて、普通徴収事業所を対象に特別徴収義務者指定の適正化通知を11月6日一斉に発送するようしております。

2. 収納係。

徴収関係ですが、住民税、国保税の賦課も6月に終わり、7月から8月の夏場にかけては、滞納繰り越し分を重点に徴収を行っています。ことし4年目の滞納整理推進機構へは、町・県民税ほか固定資産税などの町税も対象に、滞納者の徴収引き継ぎを行いました。6月に161人（住民税74人、その他町税87人）滞納額を合わせて44,289千円に対して、現在、滞納整理特別対策室と連携、協議をしながら徴収を行っています。町での徴収とあわせて、滞納繰り越し分の徴収金額は、7月末現在で10,895千円の実績となっております。

また、職員研修として、去る7月11日から12日に国保税を中心に徴収実践研修会を開催しました。ことしで4年目ではありますが、おなじみの篠塚三郎先生（全国地方税徴収実務機構

チーフアドバイザー、神奈川県にお住まいです)を講師にお招きし、滞納事例による徴収実践方法を具体的に指導いただきました。その対応として、実施結果を2回目の11月5日から6日に報告するようになっております。また、国保連合会より依頼があり、先月8月3日金曜日、長崎市で開催されました九州地方町村研修会での当町の「収納率向上対策としての事例」も発表させていただきましたことを御報告申し上げます。

最後に、今年度はさらなる成果を上げるために、目標徴収率を設定して、滞納処分を前提に滞納整理推進機構と連絡をとり合いながら、滞納者本人へ、さらなる催告はもちろんのこと、財産調査並びに差し押さえ等を実施し、税務課一丸となって徴収率を高め、収入増を図っていく所存であります。

続きまして、振興課でございます。

上峰町における農業体質強化基盤整備促進事業の平成25年度予算措置、また、農業集落排水事業の予算確保並びに上峰町切通し交差点及び歩道整備の事業採択につきまして、7月17日から19日にかけて、行政、議会一体となりまして国への要望活動を行いました。議長様を初め、議員の皆様方には大変お疲れさまでございました。町としましては、この要望活動が無駄にならないよう、最善を尽くしていく所存でございます。

1. 建設係。

委託事業の発注につきましては、町道雑草等の伐採を11月末までの契約で発注いたしております。上峰町道路台帳補正業務を委託し、15路線につきまして台帳整備を行っております。特定防衛施設周辺整備調整交付金事業により、町道米多坊所線の排水路に設置します歩道の実施設計も完了し、工事発注に入っていきます。また、社会資本整備総合交付金事業の町道堤1、2号線の土質試験の業務委託を完了し、舗装工事の発注に入っていきます。三上地区の道路概略設計につきましては、発注も終わり、11月末には成果品が上がってまいります。

請負工事につきましては、八枚地区駐車場工事、町道御陵坊所線安全施設工事、町道屋形原2号線舗装補修工事につきましては、工事完了いたしております。また、町道中村中央線等舗装補修工事につきましては、10月末の完了予定で工事に取りかかっております。

7月13日から14日の梅雨前線豪雨によります集中豪雨で、鳥越川右岸の1カ所を災害復旧工事の申請を行っております。また、農林災害につきましては、屋形原地区の耕地整理ため池の余水吐を災害として県へ報告をいたしております。

2. 管理係。

住宅リフォームにつきましては、後期分の申請受付を9月6日に開始しました。また、25年度の予算の前倒し分といたしまして、県より額の内示がありましたので、今議会への追加の補正予算をお願いしているところです。

3. 産業商工係。

7月の集中豪雨におきまして、7月12日から14日までの3日間、大字坊所、前牟田、江迎

圃場約275ヘクタールが冠水しました。水稻176ヘクタール、大豆97ヘクタール、アスパラガス2ヘクタールにつきまして、収量減などの影響が心配されます。

本年度、本格実施されました米の戸別所得補償につきましては、9営農組合及び65名の個人、延べ292名が申請され、8月に生産組合長の協力を得ながら、水稻、大豆、加工用米、その他野菜等の作付について現地確認を行った旨を国に報告しました。

緊急雇用創出基金事業の追加、拡充につきまして、県から照会があり、各課からの要望を振興課で取りまとめ、新規に8件、新規雇用者14名、事業費22,366千円を申請いたしました。

今年度より5年間の取り組みを行います農地・水保全支払交付金事業につきましては、15組織から申請が行われ、全ての組織が採択されました。各組織とも共同して地区の農業用施設の維持管理や環境保全活動に取り組んでいただいているところです。

農業体質強化基盤整備促進事業につきましては、原口一博衆議院議員、古川康佐賀県知事が九丁分地区圃場にて取り組みました「新地下水制御システム（フォアス）」を相次いで視察いただきました。この事業によるフォアスの整備について、平成25年度の予算措置及びこの事業の継続のお願いをいたしました。また、この視察に際しまして、議会及び三養基西部土地改良区の御協力に対し、感謝を申し上げます。

続きまして、教育課でございます。

中学校では、7月14日、15日、2日間にわたり地区中体連が管内各会場で開催されました。8競技に出場し、団体戦では健闘むなしく成果は残せませんでした。個人では、剣道男子準優勝、ソフトテニス女子準優勝、柔道男子66キロ級準優勝など輝かしい成績を残し、県大会への出場を決めました。県中体連では、陸上2年男子100メートルで2位入賞、柔道男子90キロ超級準優勝などの成績をおさめ、九州大会へこまを進めました。将来のオリンピック選手を目指して頑張っていたきたいと思います。応援された方々、保護者の皆様方、本当にありがとうございました。

また、中学2年生は、夏休み期間中、8月7日から9日までの3日間、職場体験を実施しました。町内の事業所はもちろん、遠くは鳥栖消防本部、サンホテル鳥栖など、31事業所で体験をさせていただきました。貴重な体験を踏まえ、自分たちの将来に夢を抱くことができた生徒もいらっやっったと思います。生徒たちのために貴重な時間を割いておつき合いいただきました事業所の方々に深く感謝を申し上げさせていただきますと思います。

8月27日から30日まで3泊4日で韓国ヨジュ郡大神中学校との交流を行いました。本事業には平成13年度から実施しており、本町からの訪韓は6度目となりました。中学生8名による交流でしたが、意義深い交流が行えました。

小学校では、6月26日、小学校東側の学習田に地元の方の御協力を得て、6年生全員による田植えを行いました。ことしは学校の校訓である「強く正しく美しく」と赤米で文字をつくりました。稲穂が実る秋には約150キログラムの収穫が見込まれ、年末には、6年生、保

護者の皆さんと餅つき大会を実施する予定です。

7月19日には、魅力ある学校づくり推進事業による大豆まき作業を5年生で実施しました。この事業は、いろいろな体験活動を通して地域のよさを知り、農作業を通じて地域の人材を活用した「ふるさとに根ざした上峰っ子を作ろう」というものです。大豆収穫後は、みそ、豆腐をつくり、協力していただいた皆さんと食事会をすることになっています。

8月1日から8月3日の2泊3日、5年生は福岡県にある国立夜須高原少年自然の家で宿泊研修を行いました。この事業で5年生の皆さんは集団生活の中で、規律、協力、感謝の心を育て、自然に親しみ、自然を愛する心を持つことができたと思います。

長い夏休みの期間中さまざまな事業を実施しましたが、事故もなく無事に終了することができました。

続きまして、生涯学習課でございます。

1. 障害スポーツ係。

7月21日より8月31日までの期間、町民プールをオープンし、多くの子供たちが利用してくださいました。

団員の交流と親睦を目的に、第48回佐賀県スポーツ少年団大会が8月19日鳥栖三神地区で開催され、上峰町においては、中学校体育館が少年剣道大会の会場となりました。県内の少年剣士が競い合う中、小学生女子チームが準優勝に輝きました。また、上峰町スポーツ少年団からは、ほかに空手道競技、バレーボール競技女子、サッカー競技に参加し、暑い中、頑張りました。

8月18日、19日に、全国中学生少林寺拳法大会が香川県丸亀市で開催され、上峰中学校の生徒1名を含む8名の生徒たちが日ごろ鍛えた成果を遺憾なく発揮して、見事、団体演武の部で優勝を果たしました。

町民体力づくり体育大会を10月7日日曜日に計画しておりますが、本番に向けて検討委員会を立ち上げ、各分館や各団体との会議等を進めているところです。

施設管理におきましては、中央公園、社会体育施設において、集中豪雨、猛暑の中、草が伸び、除草作業を続けている状況です。

スポーツに親しむことにより、体力向上、生活習慣病の予防など、心身両面にわたる健康保持増進に大きな効果を得ることができるよう努めてまいります。

2. 生涯学習係。

三養基郡子どもクラブスーパーキックベースボール大会を7月8日、上峰町中央公園にて開催し、町大会を勝ち抜いた上坊所チームと下坊所チームが出場しました。熱戦を繰り広げ、見事、下坊所チームが郡大会で準優勝に輝きました。

地域での青少年健全育成を目的に、青少年育成地区懇談会が7月4日を皮切りに4日間、全19分館にて「子どもを地域で守り育てる」をテーマに開催しました。参加者総数512名に

達し、各分館においていろいろな意見が出され、所期の目的を達成することができました。各区長、分館長、地区の皆様に参加いただき、御礼を申し上げます。

夏の最大イベントである青少年育成サマーキャンプを、7月28日から30日までの2泊3日で大分県立九重青少年の家キャンプ場にて実施しました。小学校4年生から中学校1年生まで81名の参加があり、九重連山の桶蓋山登山を初め、炊飯作業やキャンプファイア等で野外活動の楽しさや集団活動の大切さなど、貴重な自然体験学習であったと思います。3日間を通じて、多くの指導者の御協力により無事終了できましたことを御礼申し上げます。

8月16日には、少年の主張佐賀県大会が開催され、県内の中学生1,492名から応募がありました。このように多数の応募の中、上峰中学校の生徒2名が予選を通過して県大会での発表者10名に選出され、うち1名は優秀賞を受賞するという見事な成績をおさめることができました。

学校の夏季休業期間中の4日間、青少年健全育成推進員、少年補導員、安全なまちづくり推進員、坊所駐在所、学校や行政機関と連携して夜間巡回パトロールを実施しました。このような活動が上峰町の青少年の健全なる育成の一助となれば幸いです。

小学生を対象に放課後子どもプラン推進事業として、6月から月3回土曜日にさまざまな体験活動を企画した「子どもの広場」5教室（和太鼓、英会話、ゲートボール、3B体操、チャレンジ教室）を実施しており、安全・安心して活動できる活動拠点づくりに努めています。

潤いのある家庭教育、社会生活を営むことができるよう、知識の習得や仲間づくりを目的に学習の場や機会をつくる公民館事業として、高齢者教室、女性セミナーを6月20日からスタートし、全9回開催計画中、3回が終了したところです。毎回多数の方に参加いただいております。明るい毎日や未来につながる学びとなるよう努めてまいります。

最後に、文化課でございます。

埋蔵文化財関係では、まず、8月中に西峰地区において2件の埋蔵文化財確認調査を実施し、開発と埋蔵文化財保護との調整を図りました。

民族文化財関連では、米多浮立、西の宮浮立について、両保存会に対し、補助金の交付手続を行いました。本年は、米多浮立は非奉納年ですが、保存会では、今後の伝承活動の資料とすべく、各役回りの所作の映像記録事業を計画されております。また、西の宮浮立につきましては、ことしは10月21日に、稚児舞、浮立が奉納される予定で、碓、中村、江迎、3地区の皆様方が稚児舞を、本分地区の皆様が浮立をそれぞれ担当されます。

図書館関係では、毎年、図書館の廃棄基準により除籍対象となった図書、雑誌の再利用を目的に図書館利用者へ配付しておりますが、本年は6月16日から「本と雑誌のリサイクル」を実施しております。除籍冊数、図書1,361冊、雑誌543冊。

また、毎年、夏休み期間中に小学生を対象に実施している「さまーすくーる」をことしも

実施しました。工場、博物館などの施設見学、らくがんづくりやそば打ち体験、工作教室など6教室を開催し、約150名の子供たちが参加しました。ことしは見学先の工場でテレビ局の取材を受けるなど、各教室に参加した子供たちは楽しいひとときを過ごせたようです。

次に、8月10日、図書館と小・中学校図書室との連携を目的に、第12回町内図書館連絡協議会を開催し、小・中学校図書担当の先生方と「家読」の推進について意見交換を行いました。

このほか、7、8月中には中学生、高校生の職場体験、中学校新採教諭職場研修の受け入れもあわせて行いました。今後も図書館を通して、町民の皆様が親子で図書に接する機会の創造、提供を行い、気軽に本に親しむことができるような環境づくりに努めていきたいと考えております。

以上で行政報告を終わらせていただきたいと思います。

○議長（大川隆城君）

これで、町長の行政報告は終わりました。

日程第4 諸般の報告

○議長（大川隆城君）

日程第4. 諸般の報告。

諸般の報告を行います。

平成23年度決算に基づく健全化判断比率についての報告をお願いいたします。

○企画課長（北島 徹君）

おはようございます。

それでは、貴重な時間をここでいただきまして、平成23年度上峰町財政健全化判断比率につきまして御報告を申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項により、財政状況を見きわめる健全化判断指標といたしまして、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実施公債費比率、将来負担比率という4つの指標を用い、財政健全化基準、財政再生基準を設定しております。この4つの指標のうち1つでも財政健全化基準を超えれば、早期健全化団体として財政健全化計画を作成し、議会の議決を経て財政の健全化に取り組まなければならないということにされているところでございます。

それでは、お手元のほうに配付されていると思います平成23年度決算に基づく健全化判断比率報告書をごらんいただきたいと思います。

この報告書の作成に際しましては、8月24日に監査委員に対し、平成23年度の財政状況の説明を行いまして、8月28日に監査委員のほうから平成23年度財政健全化判断比率審査意見書をいただいております。報告書の最後のほうに添付をしているとおりでございます。

それでは、ページ数を読み上げますが、ページ数は報告書の下部中央の数字でございます。

よろしくお願ひいたします。

まず、2ページ、上段の(2)実質赤字比率をごらんいただきたいと思ひます。

実質赤字比率、これは一般会計及び土地取得特別会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率をあらわすものでござひます。一般会計及び土地取得特別会計につきましては、平成23年度決算は赤字ではありませんので該当しないところでござひます。

続きまして、すぐ下の(3)連結実質赤字比率をごらんいただきたいと思ひます。

連結実質赤字比率、これは一般会計及び土地取得特別会計と国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、農業集落排水特別会計を合わせたものでござひます。これも平成23年度決算は赤字及び資金不足ではありませんので、該当しないところでござひます。

次の3ページ、上段(4)実質公債費比率をごらんいただきたいと思ひます。

実質公債費比率につきましては21.2%となっており、前年度より0.5%改善をいたしました。これは、普通会計と公営事業会計のほか、一部事務組合・広域連合まで含めた公債費の標準財政規模に対する比率をあらわした数値であり、3カ年の平均値でござひます。単年度の実質公債費比率は、平成21年度が21.5%、平成22年度が21.2%、平成23年度が20.8%でござひました。

続きまして、すぐ下の(5)将来負担比率をごらんいただきたいと思ひます。

将来負担比率につきましては、さらに公社までを含めたものになるわけでござひます。普通会計と公営事業会計、それに一部事務組合・広域連合に、三養基西部土地開発公社を含めたものでござひます。将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率をあらわしたもので、113.9%となっており、前年度より27.7%改善いたしました。

なお、早期健全化基準、財政再生基準につきましては、1ページの(1)総括表にお示しをしておひりでござひます。後ほど御一読くだされば幸ひに思ひておひります。

以上で平成23年度財政健全化判断比率につきましての報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（大川隆城君）

以上で諸般の報告を終わります。

日程第5 議案一括上程 提案理由の概要説明

○議長（大川隆城君）

日程第5. 議案一括上程、提案理由の概要説明。

議案一括上程、提案理由の概要説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

平成24年9月議会議案の一括上程、提案理由の概要説明をさせていただきます。議案の提案をさせていただきます。

まず、

議案第32号

専決処分の承認を求めることについて。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求める。

平成24年9月7日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第33号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

これは、民法の改正が行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

平成24年9月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、議案第34号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

国家公務員人事院規則の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

平成24年9月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明いたします。

続きまして、議案第35号 上峰町防災会議条例の一部を改正する条例。

災害対策基本法の改正に伴い、本条例の一部を改正する内容となっております。

平成24年9月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より説明を行います。

続きまして、議案第36号 上峰町災害対策本部条例の一部を改正する条例。

上峰町災害対策本部条例（昭和39年上峰町条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第23条第6項」を「第23条の2第8項」に改めるということで、災害対策基本法の改正によって条のずれが生じますので、本条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

平成24年9月7日提出、上峰町長武廣勇平。

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第37号

平成24年度上峰町一般会計補正予算（第2号）

平成24年度上峰町一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ156,620千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,620,379千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成24年9月7日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第38号

平成24年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

平成24年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ80,511千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,026,109千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月7日 提出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第39号

平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,364千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91,544千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月7日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第40号

平成24年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）

平成24年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,028千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年9月7日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。
続きまして、

議案第41号

平成24年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）

平成24年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ208,337千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ618,357千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の追加・変更は、「第2表地方債補正」による。

平成24年9月7日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第42号

平成23年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上峰町一般会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成24年9月7日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第43号

平成23年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上峰町国民健康保険特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成24年9月7日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第44号

平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上峰町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成24年9月7日 提 出

上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第45号

平成23年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上峰町土地取得特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成24年9月7日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第46号

平成23年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定について

地方自治法第233条第3項の規定により、平成23年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算書を別紙監査委員の意見をつけて、議会の認定に付する。

平成24年9月7日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

後ほど、主管課長より補足説明をいたします。

続きまして、

議案第47号

上峰町固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を上峰町固定資産評価審査委員会委員として選任したいので、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田2157番地1
氏 名	平 井 忠 義
生年月日	昭和12年12月22日

平成24年9月7日 提出
上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第48号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字坊所2495番地77
氏 名 時 津 昌 昭
生年月日 昭和16年9月8日

平成24年9月7日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第49号

上峰町教育委員会委員の選任について

下記の者を上峰町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田13番地
氏 名 馬 場 紘 彦
生年月日 昭和14年4月22日

平成24年9月7日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

続きまして、

議案第50号

動産の買入れについて

次のとおり動産を買い入れるため、仮契約を締結したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定に基づく議会の議決に付すべき契約並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上峰町条例第8号）第3条第1項の規定により、議会の議決を求める。

記

買 入 れ 動 産 小型動力ポンプ付積載車
買 入 れ 数 量 3台

買入れの相手方	住 所	佐賀県佐賀市鍋島町大字八戸3081番地
	名 称	株 式 会 社 サ ガ ハ ツ
	代表者氏名	代表取締役 浦 井 久 光
買 入 れ 金 額	15,734,250円	
契約の締結方法	指名競争入札	
仮 契 約 日	平成24年8月28日	

平成24年9月7日 提 出
上峰町長 武 廣 勇 平

でございます。

以上、議案一括上程、提案理由の概要説明でございました。よろしく御審議方、お願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ただいま町長より19議案が一括上程されました。

お諮りをいたします。会議の途中ではございますが、ここで休憩をしたいと思います。御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。それでは、10時35分まで休憩いたします。休憩。

午前10時25分 休憩

午前10時35分 再開

○議長（大川隆城君）

再開いたします。

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、先ほど一括上程いただきましたので、引き続き補足説明を求めます。

○町長（武廣勇平君）

議案第49号について説明をいたします。

議案第49号 上峰町教育委員会委員の選任についてということで、上峰町教育委員会の委員に馬場紘彦氏を任命したいという提案を申し上げました。

履歴を申し上げさせていただきます。

馬場氏は、現住所は先ほど申し上げました三養基郡上峰町大字前牟田13番地でございます。これまでの経歴、学歴、職歴等をお伝えさせていただきたいと思っております。

上峰町小学校に入学され、小・中学校を卒業されました。三養基高校に入学された後、昭和34年4月に熊本大学工学部電子工学科へ入学されております。

平成6年4月に熊本大学自然科学研究科システム科学博士課程社会入学をされておられます。平成9年の卒業ということでございます。

職歴でございます。

昭和38年4月に株式会社パイオニア研究室に勤務をされております。昭和41年東海大学短期大学電子工学科講師後、助教授となられております。昭和47年まででございます。

昭和48年4月から九州東海大学電子工学科助教授、東海大学非常勤講師ということで勤められております。

昭和52年4月に久留米工業大学交通機械工学科勤務、助教授として勤務をされておられます。

平成8年同科教授と入試・広報室長を兼務、平成14年まで兼務されておられます。このときは博士というお立場で御注力されているそうでございます。

平成15年4月自動車整備2級課程の別科長を兼務されておられるということです。

平成19年久留米工業大学を御定年で退職をされておられます。

著書として、電気工学通論、また、自動車整備士問題と解説等、また、国内にも論文を多数発表され、海外発表も5件あるということで、資格として博士の資格を持たれて、今現在で久留米工業大学名誉教授ということで聞き及んでいるところでございます。

今、御案内のとおり、その大学教育は研究と方針の教鞭をとることに当たる教育という面が2通りあるかと思いますが、どちらかという研究にも御尽力されたわけでありますけれども、教育の面で入試・広報室長という立場をあわせ持たれて、これまでお勤めをされたということで聞き及んでおまして、特に学生たちとの教育という面で経験豊富だということでございました。

御本人は、これまで以上に地域のことに努力をしていきたいという旨で私と接したときにもお話をいただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○企画課長（北島 徹君）

私のほうからは、議案第32号 専決処分の承認を求めることについて、議案第37号 平成24年度上峰町一般会計補正予算（第2号）、議案第40号 平成24年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第32号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決をいたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものでございます。

平成24年度上峰町一般会計補正予算書（専決第1号）、お手元のほうに配付されていると

思います。これをごらんいただきたいというふうに思います。

1 番目に専決処分の内容、平成24年度上峰町一般会計補正予算（専決第1号）でございます。

この内容でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ10,529千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,463,759千円とするものでございます。

それでは、この補正額の中身につきまして御説明を申し上げたいと思います。

この予算に関する説明書の3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページ、歳入でございます。

款の18. 繰入金、項の1. 基金繰入金、目の1. 財政調整基金繰入金、節の1. 財政調整基金繰入金10,529千円ということで、基金のほうから繰り入れをいたしております。

続きまして、4ページ、次のページ、歳出でございます。

款の2. 総務費、項の2. 徴税費、目の1. 税務総務費、節の23. 償還金、利子及び割引料10,529千円、これは全額が税の還付金でございます。

それでは、続きまして2つ目に専決処分の日、平成24年7月12日、今回の専決に至りましたこの内容でございますが、ヤマシンフィルタ株式会社より7月2日付で法人住民税の確定申告があり、昨年12月の中間申告により納税された税の還付請求となりました。

還付につきましては、利息が年利4.3%で、納付日であります平成23年12月8日の翌日からの計算となりますので、還付加算金を最小限に抑えるため、また、基本的には還付は早急にするという必要があるということの判断によりまして専決をいたしたものでございます。

以上で議案第32号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第37号 平成24年度上峰町一般会計補正予算（第2号）でございます。

お手元のほうの予算書の準備をお願いしたいと思います。

予算書を読み上げて、御説明をまず申し上げていきたいと思います。

平成24年度上峰町一般会計補正予算（第2号）。

2ページをごらんいただきたいと思います。2ページの第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入、それから歳出と款、それから補正額、計のところを左のほうから順次右のほうに読み上げて御報告を申し上げたいと思います。

款の8. 地方特例交付金、補正額△2,969千円、計6,300千円。

款の9. 地方交付税、△14,701千円、計872,542千円。

款の13. 国庫支出金、補正額2,140千円ちょうど、計304,796千円。

款の15. 県支出金、補正額34,099千円、計305,810千円ちょうど。

款の18. 繰入金、補正額1,431千円、計160,572千円。

款の19. 繰越金、補正額138,591千円、計188,591千円。

款の20. 諸収入、補正額7,406千円、計49,503千円。

款の21. 町債、補正額△9,377千円、計215,535千円。

歳入合計、補正額156,620千円、計3,620,379千円。

続きまして、3ページでございます。

歳出でございます。

款の2. 総務費、補正額19,393千円、計397,725千円。

款の3. 民生費、補正額115,173千円、計1,035,782千円。

款の4. 衛生費、補正額3,606千円、計543,901千円。

款の6. 農林水産業費、補正額△16,164千円、計374,783千円。

款の7. 商工費、補正額6,736千円、計25,328千円。

款の8. 土木費、補正額19,908千円、計134,257千円。

款の9. 消防費、補正額134千円、計159,983千円。

款の10. 教育費、補正額2,734千円、計338,997千円。

続きまして、4ページをお願いいたします。

4ページ、款の14. 予備費、補正額5,100千円ちょうど。計15,176千円。

歳出合計、補正額156,620千円ちょうど、計が3,620,379千円でございます。

次に、5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

1、変更ということで、今回変更いたしております。

変更いたしております部分のみ御説明を申し上げます。

補正前、限度額224,912千円、それを補正後、限度額215,535千円といたしております。

それでは、これからは予算書に関する説明書の中で、主なものを御説明申し上げてまいります。

説明書の中の3ページをごらんいただきたいと思います。

3ページの歳入からでございます。

款の8. 地方特例交付金、項の1. 地方特例交付金、目の1. 地方特例交付金、節の1. 地方特例交付金、△の2,969千円でございます。

この児童手当及び子ども手当特例交付金の1,214千円の減額につきましては、平成24年度から制度が廃止されたということによるものでございます。

また、その下の減収補てん特例交付金の1,755千円の減額につきましては、交付額が6,300千円ということで決定をされたことによるものでございます。

続きまして、すぐ下の款の9. 地方交付税、項の1. 地方交付税、目の1. 地方交付税、節の1. 普通交付税、△の14,701千円でございます。

普通交付税につきましては、交付額が822,542千円と決定をされましたので、そのことに

よりまして今回減額をいたしております。

この24年度の決定額は、前年度の比較で38,000千円の減額ということになっております。続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

4ページの中ほどのところでございますが、款の15. 県支出、項の2. 県補助金、目の6. 労働費県補助金、節の1. 労働費補助金22,366千円でございます。これは緊急雇用創出基金事業費補助金でございます、当初予算の24,227千円に追加をするものでございます。

続きまして、すぐ下の目の8. 土木費補助金、節の1. 住宅リフォーム緊急助成事業費補助金11,536千円でございます。この住宅リフォーム緊急助成事業費補助金につきましては、当初予算の11,736千円に追加をしていくものでございます。

続きまして、次のページ、5ページをお願いしたいと思います。

5ページの款の19. 繰越金、項の1. 繰越金、目の1. 繰越金、節の1. 繰越金138,591千円でございます。これは繰越金が188,591千円と確定をいたしましたので、当初予算との差額である138,591千円を追加するものでございます。

続きまして、すぐ下の款の20. 諸収入、項の4. 雑入、目の2. 雑入、節の1. 雑入7,406千円でございます。このうち、右側の説明の一番上のほうですが、7,158千円が平成23年度に負担をしておりました介護保険のほうへの負担金の精算金でございます。7,158千円が精算金でございます。

続きまして、6ページをお願いいたします。

6ページ、款の21. 町債、項の1. 町債、目の9. 臨時財政対策債、節の1. 臨時財政対策債、△の9,377千円でございます。これは起債の発行可能額が215,535千円と決定をされましたので、当初予算との差額であります9,377千円を今回減額するものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。

ここから歳出でございます。

7ページ、款の2. 総務費、項の1. 総務管理費、目の9. 減債基金費、節の25. 積立金10,000千円。これは減債基金に10,000千円を積み立てるものでございます。これによりまして、年度末の減債基金の積み立て額は50,000千円というふうになります。

同じページの目の14. 公共施設整備基金費、節の25. 積立金4,292千円でございます。これは公共施設整備基金に4,292千円を積み立ててまいるものでございまして、今回の補正によりまして年度末の基金の積み立て額は24,292千円というふうになってまいります。

続きまして、9ページをごらんいただきたいと思います。

9ページ、下のほうですが、款の3. 民生費、項の1. 社会福祉費、目の3. 老人福祉費、節の13. 委託料7,565千円でございます。

この7,565千円の内訳でございます。

右のほうに説明をされておりますが、魅力創造応援事業委託料3,660千円、食文化創出融

合開発事業委託料3,905千円でございます。これは両方とも佐賀県緊急雇用創出基金事業として今回から新たに取り組むものでございます。

続きまして、すぐ下の節の17. 公有財産購入費86,170千円でございます。これは、おたっしや館用地、前牟田107番地2、4,470平米を三養基西部土地開発公社より買い戻すための予算でございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。

10ページの上のほうですが、款の3. 民生費、項の2. 児童福祉費、目の2. 児童措置費、節の23. 償還金、利子及び割引料21,027千円でございます。これは民生費国庫負担金でございます平成23年度子ども手当交付金の精算に伴いまして、21,027千円を返還するというための予算措置でございます。

続きまして、款の4. 衛生費、項の1. 保健衛生費、目の2. 予防費、節の13. 委託料3,558千円でございます。

このうち、予防接種委託料につきましては、ポリオのワクチン接種が生ワクチンから不活化ワクチンへ、集団接種から個別接種へと本年9月1日から変更されたということに伴いまして費用が増加をいたしております。それに対応するために予防接種委託料といたしまして3,517千円を追加するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の5. 土地改良費、節の13. 委託料4,700千円。この水環境保全対策委託料4,700千円は、佐賀県緊急雇用創出基金事業として新たに取り組むものでございまして、農業用排水路全域に繁茂した雑草の伐採や雑物、ごみ等の除去、そういうことを行ってまいります。

続きまして、12ページをお願いいたします。

款の6. 農林水産業費、項の1. 農業費、目の12. 地域整備事業費、節の28. 繰出金△の20,788千円でございます。これにつきましては、農業集落排水特別会計での事業、その見直しによりまして、今回減額をいたしております。

続きまして、そのすぐ下、款の7. 商工費、項の2. 商工観光費、目の1. 商工観光費、節の13. 委託料6,736千円。この町情報発信ラジオ放送委託料6,736千円は、当初の13,753千円に追加をいたしまして、佐賀県緊急雇用創出基金事業として事業拡充をして実施するものでございます。

続きまして、その下、款の8. 土木費、項の2. 道路橋梁費、目の2. 道路維持費、節の15. 工事請負費5,000千円。この町道補修等工事請負費5,000千円は、当初予算の7,000千円に追加をいたしまして、中の尾団地、三上南の町道改修等を行うためのものでございます。

続きまして、14ページをお願いいたします。

14ページ、款の8. 土木費、項の5. 住宅費、目の1. 住宅管理費、節の19負担金、補助

及び交付金11,200千円でございます。この住宅リフォーム緊急助成事業補助金11,200千円は、当初予算の11,200千円に追加をいたしまして、個人住宅リフォームに対しての補助を拡充してまいりるためのものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

17ページ、款の14. 予備費、項の1. 予備費、目の1. 予備費、補正額5,100千円でございます。

予備費につきましては、当初予算に10,076千円を計上いたしておりましたが、緊急に経費が必要な案件が続きますして予算残額が少なくなっております。したがって、今後の事態への対応といたしまして、今回5,100千円を追加するものがございます。

以上で議案第37号の補足説明を終わります。

続きまして、議案第40号 平成24年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）でございます。

予算書の準備をお願いいたします。

平成24年度上峰町土地取得特別会計補正予算（第1号）でございます。

予算書の2ページをごらんいただきたいと思っております。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

これも款、それから補正額、それから計と左から順次右のほうに読み上げてまいります。

歳入、款の1. 財産収入、補正額1,481千円、計1,492千円。

款の3. 繰越金、補正額1,547千円、計1,548千円。

歳入合計、補正額3,028千円、計3,042千円。

続きまして、3ページでございます。

歳出でございます。

款の1. 土木費、補正額1,482千円、計1,495千円。

款の2. 予備費、補正額1,546千円、計1,547千円。

歳出合計、補正額3,028千円、計3,042千円でございます。

それでは、予算に関します説明書の中から御説明を申し上げてまいります。

この説明書の3ページをお願いいたしたいと思っております。説明書の3ページでございます。

歳入でございます。

款の1. 財産収入、項の2. 財産売払収入、目の1. 財産売払収入、節の1. 土地売払収入、金額1,481千円でございます。これは土地取得特別会計で所有しております土地を一般会計に売り払うというものでございます。

平成20年12月と平成21年2月に取得しておりました坊所二本谷の3筆の土地、合わせまして59.25平米を町道下津毛井手口住宅線用地として売り払うものがございます。

次に、歳出でございます。

4 ページをお願いいたします。

4 ページ、款の 1. 土木費、項の 1. 土木総務費、目の 1. 一般管理費、節の 28. 繰出金 1,482千円でございます。これは先ほど申し上げました売り払いによりまして得ましたお金を、土地開発基金のほうへ繰り出すというものでございます。

以上で議案第40号の補足説明を終わります。

これをもちまして、3 議案の補足説明を終わります。御審議の上、御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○総務課長（池田豪文君）

皆様こんにちは。私のほうから議案第33号から議案第36号まで、4 議案につきまして補足説明をさせていただきます。

まず、初めに議案第33号 上峰町個人情報保護条例の一部を改正する条例でございます。

この件につきましては、親の児童虐待等を防止する目的で民法の一部改正がなされております。平成24年4月1日から施行されております。

改正点でございますが、従来からあります親権喪失に加えまして、一時的に親権を制限する親権停止が設けられております。

次に、親権の喪失や親権の停止の原因といたしまして、子供の利益を害するときという文言が加えられております。

次に、親族や検察官、弁護士などに加えまして、子供本人や未成年後見人にも親権の喪失や親権停止を請求することができるようになりました。

また、社会福祉法人などの法人や複数の個人でも未成年後見人になることができるようになっております。

現行の上峰町個人情報保護条例において、開示請求者、利用権停止請求者、訂正請求者に関し、法定代理人による請求を認めておりますが、いずれも個人を対象としたものでございます。よって、法定代理人が請求できる箇所について、法人を想定した所要の改正が必要となりましたので、今回条例の改正をお願いするものでございます。

それでは、議案第33号の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

左側が改正後、右が改正前でございます。

第16条の開示請求の手続についてでございますが、第1号の開示請求者の指名及び住所のところ、括弧のところにつきまして、新たに設けたところがございます。

（法定代理人が法人である場合にあっては、その商号又は名称及び主たる事務所又は本店の所在地並びにその代表者氏名。第29条第1項第1号）、これは訂正請求の手続でございます。また、（第36条第1項第1号において）、これは利用停止請求の手続の件でございます。

それについても同じということで、この開示請求の手続のところで法人を明記させていただいたところが改正点でございます。

続きまして、議案第34号 上峰町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

この件につきましては、移植療法のドナーとなる場合の特別休暇について、骨髄移植を提供する場合に加えまして、末梢血幹細胞を提供する場合にも特別休暇を取得できるように改めるものでございます。

国家公務員にありましては、人事院規則が改正されまして、平成24年7月1日から適用されております。

国家公務員の場合におきましても、嘱託職員や臨時的任用職員についても適用されておりますので、本町の場合も同様として取り扱っていきたいと考えておるところでございます。

議案第34号の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

第23条、特別休暇の項でございますが、第3号の中で「骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供」云々というアンダーラインを引いているところを改めて追加するものでございます。

続きまして、議案第35号 上峰町防災会議条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

本件につきましては、災害対策基本法の一部を改正する法律が平成24年6月27日に施行されたことに伴いまして、本条例を改正するものでございます。

市町村の防災会議条例にかかわる当該法律の改正点といたしましては、市町村防災会議の設置目的に、「町長の諮問に依りて上峰町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」及び「重要事項に関し、町長に意見を述べること。」の文言が新たに加えられております。

防災計画を作成する自治体の主体性を図ることになっておるところでございます。

また、多様な意見が会議に反映をされるように、参加する委員について「自主防災組織を構成する者又は学識経験者」というのが新たに設けられております。

なお、従前規定されておりました当該災害に関する情報の収集、その項につきましては、記載をしなくて当然行われるべきものということで削除されております。

それでは、議案第35号の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

まず、所掌事務でございますが、第2条、防災会議は次の各号という「の各号」というのを省いて、次に掲げる事務をつかさどるということで改めております。

1号を略しまして、2号についてでございますが、先ほど申し上げました「町長の諮問に依りて上峰町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。」という項目が入っております。

右側の改正前を見ていただきますと、「上峰町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。」、これはもう記載しなくても当然行うべきものということで、この改正前の2号につきましては、もう削除されております。

続きまして、左側に移っていただきまして、第3号で「前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。」というのが新たに加わっております。

続きまして、下段のほうに移りまして、第3条でございますが、会長及び委員という項でございます。

第5項で、「委員は次に掲げる者をもってあてる。」ということで、次の各号という「の各号」を省いております。

そして、今回新たに加わったものでございますが、9号に「自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者」と、この号が新たに加わったものでございます。

それで、第7号についても第7号、第8号及び第9号ということで、その9号が新たに加わったということで改正点でございます。

続きまして、一番最後でございますが、議案第36号 上峰町災害対策本部条例の一部を改正する条例につきまして、補足説明をさせていただきます。

この件につきましては、条例の中に記載しております法の条項番号につきまして、災害対策基本法の一部が改正されたことに伴いまして、整合性を持たせるために改正するものでございます。

議案の新旧対照表をごらんいただきたいと思います。

改正後と改正前ということで書いておりますが、左側の改正後のことを見ていただきますと、「災害対策基本法第23条の2第8項」ということになっておりまして、従前は「第23条第6項」ということでございました。この法律の内容につきましては、全各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定めると、それが条項が変わりまして、「第23条の2第8項」にその項目が移ったということでございますので、本町の条例につきましても整合性を持たせるために改正するものでございます。

以上、4議案につきまして、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○健康福祉課長（岡 義行君）

皆様こんにちは。私のほうから議案第38号、議案第39号の補足説明をさせていただきます。

まず、最初に議案第38号 平成24年度上峰町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

お手元の予算書 3 枚目の 2 ページをお願いします。

第 1 表歳入歳出予算補正。

歳入、款の 6. 前期高齢者交付金、補正額マイナスの 248 千円、計の 245, 115 千円。

款の 11. 繰越金、補正額 80, 694 千円、計の 120, 695 千円。

款の 12. 諸収入、補正額 65 千円、計の 2, 071 千円。

歳入合計、補正額 80, 511 千円、計の 1, 026, 109 千円となっております。

裏面、3 ページをお願いします。

歳出、款の 1. 総務費、補正額 26 千円、計の 3, 919 千円。

款の 2. 保険給付費、補正額ゼロ円、計の 647, 152 千円。

款の 3. 後期高齢者支援金等、補正額 47 千円、計の 96, 744 千円。

款の 4. 前期高齢者納付金等、補正額マイナスの 15 千円、計の 105 千円。

款の 5. 老人保健拠出金、補正額マイナスの 1 千円、計の 6 千円。

款の 6. 介護納付金、補正額マイナスの 46 千円、計の 40, 832 千円。

款の 7. 共同事業拠出金、補正額 253 千円、計の 130, 116 千円。

款の 8. 保健事業費、補正額 10 千円、計の 8, 044 千円。

款の 11. 諸支出金、補正額 23, 012 千円、計の 24, 216 千円。

款の 12. 予備費、補正額 57, 225 千円、計の 74, 964 千円。

歳出合計、補正額 80, 511 千円、計の 1, 026, 109 千円となっております。

次に、説明書により説明をしていきます。

2 枚めくっていただきまして 3 ページをお願いします。

歳入で款の 6. 項の 1. 目の 1. 節の 1 の前期高齢者交付金の補正につきましては、本年度分の確定額に伴う補正でございます。

款の 11. 繰越金につきましては、款の 11. 項の 1 の繰越金、目の 1. 節の 1 のその他の繰越金は、前年度の繰越金が 120, 694, 282 円になりまして、当初予算額 40, 000 千円ありますので、それを差し引いた額 80, 694 千円の補正でございます。

款の 12. 諸収入、項の 3. 目の 5. 節の 1 の雑入は、前年度の老人保健医療費の拠出金の還付金、これが 65, 420 円ありまして、その補正でございます。

歳出の 7 ページをお願いいたします。

款の 7. 項の 1 の共同事業拠出金、目の 1. 高額医療費拠出金、節の 19. 負担金、補助及び交付金の補正につきましては、平成 24 年度の第 3 期分の交付金決定による戻し入れ分の補正でございます。

款の 8. 項の 2 の保健事業費、目の 1 の保健衛生普及費、節の 12. 役務費及び節の 13. 委託料の補正につきましては、後発医薬品、ジェネリック医薬品の差額通知を今年度 10 月及び 1 月に 2 回発送する計画でありますので、その分の補正でございます。

款の11. 諸支出金、項の1. 償還金及び還付加算金、目の2. 償還金、節の23. 償還金、利子及び割引料の一般被保険者療養給付費等負担金返納金、過年度退職被保険者等療養給付費交付金返納金及び過年度出産育児一時金補助金返納金は、前年度の確定額に伴うものの補正でございます。

款の11. 諸支出金、項の2. 繰出金、目の1. 一般会計繰出金、節の28. 繰出金の補正につきましては、前年度の出産育児一時金の精算分でございます。

以上で議案第38号の補足説明を終わります。

次に、議案第39号をお願いいたします。

平成24年度上峰町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の補足説明をさせていただきます。

3枚目の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。

歳入、款の1. 後期高齢者保険料、補正額マイナスの171千円、計の69,825千円。

款の4. 繰越金、補正額2,535千円、計の2,536千円。

歳入合計、補正額2,364千円、計の91,544千円となっております。

裏面、3ページをお願いします。

歳出、款の2. 後期高齢者医療広域連合納付金、補正額2,301千円、計の90,581千円。

款の4. 諸支出金、補正額66千円、計の98千円。

款の5. 予備費、補正額マイナスの3千円、計の97千円。

歳出合計、補正額2,364千円、計の91,544千円となっております。

説明書により説明をいたします。

2枚めくっていただき3ページをお願いいたします。

歳入で款の1. 項の1の後期高齢者医療保険料、目の1の特別徴収保険料、それと目の2. 普通徴収保険料の現年度分の補正につきましては、本算定後の調定額の確定による補正でございます。

款の4. 繰越金の補正につきましては、平成23年度の出納閉鎖期間中の保険料の納付分2,470,200円がありまして、それを含んだ分での繰越金でございます。

4ページをお願いします。

歳出で款の2. 項の1. 目の1の後期高齢者医療広域連合納付金、節の19. 負担金、補助及び交付金の補正につきましては、歳入の補正の保険料と繰越金に含まれております出納閉鎖期間中の保険料の納付分2,470,200円、この部分を広域連合のほうに納付するための補正でございます。

款の4. 諸支出金、項の2. 繰出金、目の一般会計繰出金、節の28. 繰出金の補正につきましては、前年度の一般会計繰入金金の精算でございます。

以上で議案第39号の補足説明を終わります。

以上、2議案の御審議をよろしくお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○振興課長（江崎文男君）

私のほうからは、議案第41号の補足説明をいたしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

平成24年度上峰町農業集落排水特別会計補正予算書（第1号）の2ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算補正、歳入の部でございます。

款の3の県支出金、項の1の県補助金、補正額減の136,000千円、計の17,475千円です。

続きまして、款の繰入金、項の1の繰入金、補正額減の20,788千円、計の272,746千円でございます。

続きまして、款の6の繰越金、項の1の繰越金、補正額7,420千円、計の7,421千円でございます。

続きまして、款の8の町債、項の1の町債、補正額減の58,969千円、計の192,931千円でございます。

歳入合計、補正額減の208,337千円、計の618,357千円でございます。

続きまして、3ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款の2の事業費、項の1の事業費、補正額減の272,842千円、計31,213千円。

款3の公債費、項の1の公債費、補正額64,505千円、計420,378千円。

歳出合計、補正額減の208,337千円、計の618,357千円でございます。

続きまして、その裏面の4ページをお願いいたします。

地方債補正でございます。

追加分と変更分がございます。

1の追加分でございますけれども、起債の目的といたしましては、資本費平準化債借換債ということでございます。

限度額といたしまして63,431千円です。これにつきましては、平成19年度に資本費平準化債の起債を行いまして、そのときに5年ごとの見直しを行うということになっておりますので、今回、金融関係から見積書をとった結果で、今回借りかえを行うものでございます。

続きまして、2の変更でございます。

起債目的といたしましては、下水道事業農業集落排水事業でございます。これにつきましては、坊所処理区の機能強化事業の減額によるものでございます。補正前が135,900千円に

対しまして、補正後が限度額といたしまして13,500千円でございます。

続きまして、説明書のほうに移りたいと思います。

説明書のほうの3ページをお願いいたします。歳入でございます。

款の3の県支出金、項の1の県補助金、目の1の県補助金、節の2の地域整備交付金でございます。これにつきましては、先ほどの起債の関係で御説明申し上げましたように、坊所処理施設の機能強化事業の県からの内示額によります補助分の減額になります。

続きまして、款の5の繰入金でございます。項の1の繰入金、目の1の一般会計繰入金、節の1の一般会計繰入金につきましては、減額の20,788千円でございます。

続きまして、款の6の繰越金、項の1の繰越金、目の1の繰越金、節の1の繰越金で前年度からの繰越金といたしまして7,420千円を計上いたしております。

続きまして、裏面の4ページをお願いいたします。

款の8の町債、項の1の町債、目の1の下水道事業債、節の1の下水道事業債の減額の122,400千円、これにつきましては、先ほどからの御説明をしておりますとおり、坊所処理区の機能強化事業の減額分でございます。

節の3の資本費平準化債、金額63,431千円、これにつきましても、先ほどの起債のところの説明のとおり、平成19年度の起債分の5年後の見直しということでの今回借換債を行う分でございます。

続きまして、歳出のほうに移らせていただきます。

5ページをお願いいたします。

款の2の事業費、項の1の事業費、目の1の事業費、節の13の委託料、減額の6,500千円、同じく15. 工事請負費、減額の266,000千円、同じく19. 負担金、補助及び交付金、減額の342千円。これにつきましては、先ほどからの御説明を申し上げましたとおり、坊所処理区の機能強化事業の減額分でございます。

続きまして、款の3の公債費、項の1の公債費、目の1の元金、節の23. 償還金、利子及び割引料の金額63,431千円。これにつきましては、平準化債の借りかえ分でございます。

同じく、目の2の利子、節の23の償還金、利子及び割引料につきましては、金額として1,074千円。これにつきましては、前年度の起債分の利子の確定ということで今回計上している分でございます。

私のほうからは以上で説明を終わらせていただきたいと思います。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明を求めます。

○会計管理者（原楨義幸君）

皆様こんにちは。私のほうから議案第42号 平成23年度上峰町一般会計歳入歳出決算認定

から議案第46号 平成23年度上峰町農業集落排水特別会計歳入歳出決算認定までの5議案につきまして、決算書を用いまして補足説明させていただきます。

まず、お手元の決算書をごらんいただきたいと思います。

ページを申し上げます。5ページ、6ページをお開きいただきたいと思います。

まず、一般会計の歳入からでございますが、表の一番下の歳入合計、左のほうの予算現額の箇所から読み上げさせていただきます。

予算現額3,540,520千円、調定額3,772,850,183円、収入済額3,687,472,413円、不能欠損額8,012,640円、収入未済額77,365,130円、予算現額と収入済額との比較146,952,413円でございます。

続きまして、2ページ飛ばしまして、9ページから10ページをお開きいただきたいと思えます。

歳出の合計でございますが、予算現額3,540,520千円、支出済額3,498,881,045円、翌年度への繰越金はございません。不用額41,638,955円、予算現額と支出済額との比較41,638,955円でございます。

表の下段のところに歳入歳出予算残額をお書きしておりますが、188,591,368円となります。

次に、国民健康保険特別会計でございますが、161ページをおめくりいただき、ブルー中敷の後の3ページ、4ページをお開き願います。

歳入合計でございますが、予算現額996,111千円、調定額1,048,879,252円、収入済額995,126,732円、不能欠損額3,591千円、収入未済額50,161,520円、予算現額と収入済額との比較△の984,268円でございます。

続きまして、歳出でございますが、2ページ飛ばしまして、7ページ、8ページをお開き願います。

歳出の合計でございますが、予算現額996,111千円、支出済額874,432,450円、翌年度への繰越金はございません。不用額121,678,550円、予算現額と支出済額との比較121,678,550円でございます。

歳入歳出差引残額は120,694,282円となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計でございますが、40ページをおめくりいただき、ブルー中敷の後の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入の合計でございますが、予算現額83,624千円、調定額83,472,721円、収入済額83,471,221円、不能欠損額4,700円、収入未済額2,300円、予算現額と収入済額との比較△の152,779円でございます。

続きまして、歳出でございますが、次のページ、3ページ、4ページをお開き願います。

歳出の合計は、予算現額83,624千円、支出済額80,934,532円、翌年度への繰越金はござい

ません。不用額2,689,468円、予算現額と支出済額との比較2,689,468円でございます。

歳入歳出予算残額は2,536,689円となっております。

次に、土地取得特別会計でございますが、15ページをおめくりいただき、ブルー中敷の後の1ページと2ページをお開き願います。

収入の合計でございますが、予算現額1,552千円、調定額1,548,854円、収入済額1,548,854円、不能欠損額と収入未済額はございません。予算現額と収入済額との比較△の3,146円でございます。

続きまして、歳出でございますが、次のページ、3ページ、4ページをお開き願います。

歳出合計は予算現額1,552千円、支出済額と翌年度への繰越額はございません。不用額1,552千円、予算現額と支出済額との比較1,552千円でございます。

歳入歳出差引残額は1,548,854円となっております。

最後に、農業集落排水特別会計でございますが、12ページをおめくりいただき、ブルー中敷の後の1ページ、2ページをお開き願います。

歳入の合計でございますが、予算現額557,709千円、調定額569,564,722円、収入済額564,652,480円、不能欠損額はございません。収入未済額4,912,242円、予算現額と収入済額との比較6,943,480円でございます。

続きまして、歳出でございますが、次のページ、3ページ、4ページをお開き願います。

歳出の合計は、予算現額557,709千円、支出済額557,231,262円、翌年度への繰越額はございません。不用額477,738円、予算現額と支出済額との比較477,738円でございます。

歳入歳出差引残高は7,421,218円となっております。

それでは、これをもちまして補足説明とさせていただきますが、各会計の事項別明細等につきましても、お手元の歳入歳出決算書を御一読いただきたいと思います。

それでは、決算認定のほど、よろしく申し上げます。

○議長（大川隆城君）

ほかに補足説明があれば求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

補足説明がないようですので、これで補足説明を終わります。

以上で提案理由の説明を終わります。

お諮りをいたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（大川隆城君）

御異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

これをもって散会いたします。本日は大変お疲れさまでした。ありがとうございました。

午前11時41分 散会